

**特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示案に係る意見募集に対して  
提出された意見及び総務省の考え方**

○ 意見募集期間：令和5年3月15日（水）～4月14日（金）

○ 意見提出者数：4者（法人1者、個人3者）

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社 NTT ドコモ	本改正案は、使用可能地域や使用可能期間の見直しにより、実験試験局を簡便かつ短期間で開設可能とする特定実験試験局制度の趣旨に沿った内容となっていることから、告示案の内容に賛同します。	賛同のご意見とさせていただきます。	なし
2	個人	今回意見公募されている特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示案について、対象となる周波数範囲には、電波天文業務に一次分配された周波数帯や国内脚注 J36 にて「電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならない」とされている周波数帯で、かつ国内で観測を実施している電波天文局が存在する周波数帯が含まれています（73？74.6MHz、48.94？49.04GHz、92？94GHz、94.1？100GHz、102？109.5GHz、111.8？114.25GHz、209？226GHz）。これまでも実験試験局免許の発行に際しては事前に総務省から国立天文台周波数資源保護室宛に干渉検討の依頼をいただき、電波天文局への有害干渉が生じないかどうかの確認をしています。特定実験試験局の免許発行に際しても、電波天文局への有害干渉が生じないように配慮をお願いします。 また見直しされた告示案の公表に際しては、見直し後の情報を記載するだけでなく、既存の告示からの変更点がわかりやすく示されているとよいと考えます。	特定実験試験局の申請に当たっては、同一地域・同一周波数の既存の無線局等との運用調整や混信回避措置を必要とし、それらへの有害な干渉が生じないように配慮しています。 後段のご意見については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	なし
3	個人	何のために、が、概要資料ですら公開されていないため、賛成も反対もしようがない。情報公開の在り方について再考願う。	本意見募集の対象外となりますが、今後の参考とさせていただきます。	なし
4	個人	全部改正や一部改正ではなく、廃止制定により行う理	本意見募集の対象外となりますが、電波利用	なし

		<p>由は何か。</p>	<p>を取り巻く環境は、これまでの電波利用の発展・成長によって、電波を利用した様々な新サービスが導入されるなど、年々利用動向が変化しております。このような電波利用環境の変化を踏まえ、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等については毎年見直しを行うこととしていることから、見直しの前後で区切りをつけ、廃止制定により行うこととしております。</p>	
--	--	--------------	---	--

※その他、本改正案に関する言及が無く、案と無関係と判断されるものが1件ございました。